

所 属	学校教育課
所属長	増田 裕一
電 話	06-4950-5685

## 市立小・中学校の夏季休業明けの対応について

尼崎市教育委員会は、夏季休業明けの令和3年8月30日（月）から、児童生徒の学習の保障や心身への影響等を考慮のうえ、次のとおり教育活動を再開します。

### 1 夏季休業明けの教育活動について

令和3年8月30日（月）に始業式を行います。

### 2 当面の授業について

緊急事態宣言期間中は、授業は原則として対面で行いますが、感染が不安で登校を見合わせる児童生徒に対して、各校で準備が整い次第、オンライン学習（タブレットドリル、授業の同時配信等）とプリント学習を併用した学習保障を行います。なお、感染への不安から登校を見合わせる児童生徒については、これまでと同様に出席停止扱いとし、欠席扱いとはなりません。

### 3 給食について

予定通り9月1日（水）から実施します。

※一部の学校については、9月2日（木）から実施します。

### 4 中学校の部活動について

緊急事態宣言期間中は、原則中止にします。ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加及び大会に向けた練習については、大会初日より起算して4週間前から、平日（4日）活動時間は2時間以内、土日はいずれか1日3時間以内で、十分な感染防止対策を実施し自校内のみの活動を行います。

なお、文化部については、文化祭等が最終学年にとって部活動の最終発表会となっている場合は、大会と同様に扱います。

### 5 児童ホーム、こどもクラブについて

通常通り受入れを行います。

### 6 その他

市立幼稚園及び市立高等学校、あまよう特別支援学校については、9月1日（水）に始業式を行います。

### 7 問い合わせ先について

#### ▼学校運営に関することなど

学校教育課（部長:増田 裕一）電話:06-4950-5685

#### ▼児童ホーム（学童保育）の受け入れについて

こども青少年局 児童課（課長:小島 大作）電話:06-6489-6937

（以 上）